

海上運送法

1. 案内情報

- ①手続名：一般旅客定期航路事業の指定区間に係る運賃の上限設定（上限変更）認可
- ②手続根拠：海上運送法第8条第3項前段（設定）
海上運送法第8条第3項後段（変更）
海上運送法施行規則第4条の2
- ③手続対象者：一般旅客定期航路事業者
- ④提出時期：設定の場合は、運航開始予定日の1ヶ月前。変更の場合は、変更予定期日の1ヶ月前。
- ⑤提出方法：次に掲げる事項を記載した運賃上限設定認可(変更認可)申請書、管轄する地方運輸局等へ提出
- ・住所及び氏名
 - ・当該運賃の上限を適用しようとする区間及び当該区間を含む航路
 - ・当該運賃の上限の種類、額及び適用方法（変更認可申請の場合は、新旧の運賃(変更に係る部分に限る。)を明示すること。）並びにその算出の基礎
 - ・変更認可申請の場合は、次の(1)～(2)に係る事項
 - (1)変更の予定期日
 - (2)変更を必要とする理由
- ⑥手数料：なし
- ⑦添付書類：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ①提出先：
- | | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 011-290-1011 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 022-791-7512 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課 | 045-211-7214 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課 | 025-285-9156 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課 | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課 | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課 | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部海運・港運課 | 087-802-6807 |

九州運輸局海事振興部旅客課

092-472-3155

沖縄総合事務局運輸部総務運航課

098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

① 審査基準：

② 標準処理期間：1ヶ月

③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による